

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和4年
1月28日
(金曜日)

目次

○告示

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....

県が発注する森林整備工事に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等(森林整備課).....

○選管告示

直接請求に必要な有権者の数.....



山口県告示第十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和四年一月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医	療 所	機 在 地	廃 止 年 月 日
水島眼科	岩国市麻里布町一丁目五番五号	山口県知事	令和三、九、一
タナカ歯科医院	周南市福川一丁目一〇番一〇号	山口県知事	一〇、二一
メロデイ薬局	山口市幸町三番四九一三号	山口県知事	一一、三〇

山口県告示第十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和四年一月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医	療 所	機 在 地	指 定 年 月 日
萩市国民健康保険大島診療	萩市大島五の九	山口県知事	令和三、一二、一
メロデイ薬局	山口市幸町三番四九一三号	山口県知事	〃 〃 〃

山口県告示第十四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第六百六十七条の十一第二項の規定により、令和四年度及び令和五年度において県が発注する森林整備工事(次の一に掲げるものをいう。以下同じ。)の契約に係る指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)並びに当該競争入札参加資格の審査(以下「資格審査」という。)の申請の時期及び方法等について、次のとおり定めた。

令和四年一月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 森林整備工事

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十一条第三項に規定する保安施設事業のうち地ごしらえ、植栽、除伐、間伐及び保育に関する工事並びにこれらに類する工事

二 競争入札参加資格

(一) 競争入札に参加することのできる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者で、県が発注する森林整備工事の請負対象設計額に応じ、二等級に区分して格付される資格を有するものとする。

1 次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 政令第六百六十七条の十一第一項の規定において準用する政令第六百六十七条の四の規定に基づき競争入札に参加することができない者以外の者で、林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号。以下「法」とい

う。(一) 第五条第一項の規定による山口県知事の認定を受けた者

(2) 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(令和二年山口県告示第四百二十二号)二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格(土木一式工事又は造園工事に係るものに限る。以下「建設工事等競争入札参加資格」という。)を有する者。ただし、令和五年度の建設工事等競争入札参加資格が認定された場合には、当該建設工事等競争入札参加資格によるものとする。

2 次のいずれかに該当する者(以下「技術職員」という。)を常時雇用している者であること。

(1) 森林法第八十七条第三項の林業普及指導員資格試験に合格した者(森林法の一部を改正する法律(平成十六年法律第二十号)による改正前の森林法第八十七条第五項の林業改良指導員資格試験に合格した者を含む。)

(2) 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)第二条第一項に規定する技術士(森林部門に係る第二次試験に合格した者に限る。)

(3) 農林水産大臣から林業作業士(フォレストワーカー)、現場管理責任者(フォレストリーダー)又は統括現場管理責任者(フォレストマネージャー)の登録を受けた者

(4) 一般社団法人日本森林技術協会から林業技士の登録を受けた者

(5) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校、大学又は高等専門学校(以下「高等学校等」という。)において林業に関する学科を修めて卒業した者であつて、当該高等学校等を卒業した後、森林の施業に係る指導監督及び施工管理に関する業務について一年以上かつ三年以上(同法による大学又は高等専門学校を卒業した者にあつては、一年に六十日以上かつ二年以上)の実務経験を有する者

(6) 森林の施業に係る指導監督及び施工管理に関する業務について一年に六十日以上かつ五年以上の実務経験を有する者

3 常時五人以上の森林の施業に係る作業の経験を有する職員(技術職員を含む。以下「作業職員」という。)を雇用しており、かつ、当該作業職員のうち三人以上の作業職員が労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第五十九条第三項に規定する特別の教育(労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)第三十六条第八号に掲げる業務に係るものに限る。)を受けた者であること。

4 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

(二) 競争入札参加資格の格付は、作業職員の数を審査して行うものとする。

(三) 競争入札参加資格の有効期間は、当該競争入札参加資格が認定された日の翌日から令和六年三月三十一日までの間とする。

三 資格審査の申請の時期及び方法

(一) 申請の時期は、令和四年二月四日以降随時とする。

(二) 資格審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書(別記第一号様式。以下「申請書」という。)を知事に提出しなければならない。

(三) 申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

1 法人にあつては登記事項証明書(外国法人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類)、個人にあつては誓約書(別記第二号様式)

2 法第五条第一項の認定を受けた者にあつては改善計画認定書の写し、建設工事等競争入札参加資格を有する者にあつては建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し

3 二の(一)の2及び3に掲げる要件に該当する者であることを証する書類

4 納税証明書(外国法人又は外国人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類)

5 営業所の所在状況を記載した書類

6 暴力団排除に関する誓約書(別記第三号様式)

7 1から6までに掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

(四) 申請書等の作成に用いる言語等

1 申請書は日本語で作成をし、その他の書類で外国語で記載されたものは訳文の付記又は添付をしなければならない。

2 添付書類に記載する金額については、出納官吏事務規程(昭和二十二年大蔵省令第九十五号)第十六条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載しなければならない。

四 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、申請者に通知する。

五 審査事項等の変更の届出

競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる事項について変更が生じたときは、競争入札参加資格審査事項等変更届(別記第四号様式)に三の(三)に掲げる書類(変更に係るものに限る。)を添えて、知事に提出しなければならない。

(一) 住所

(二) 商号又は名称

(三) 代表者の氏名

(四) 法第五条第一項の認定

- (五) 建設工事等競争入札参加資格
- (六) 営業所の名称及び所在地
- (七) 代理人

別記
第1号様式

※受付番号		※登録番号	
			※ 受 付

競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
住所
申請者
商号又は名称
代表者氏名
(電 話 局 番)
(フレッキシミリ 局 番)

令和4年度及び令和5年度において山口県が発注する森林整備工事に係る競争入札に参加したいので、競争入札参加資格の審査を関係書類を添えて申請します。
なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないこと並びに県から確認書類の提示等の要請があった場合においては、いつでも応じることを誓約します。

作 業 職 員 の 数	(A)	
	資格等の名称	人 数
(A) の うち 技 術 職 員 の 数		人
(A)のうち安全衛生教育を受けた者の数		人

注 1 ※印欄は「記入しないこと」。
2 「(A)のうち技術職員の数」欄は、同一人が二以上の資格等を有する場合には、そのうちの主たる資格等により記入すること。
3 「(A)のうち安全衛生教育を受けた者の数」欄は、労働安全衛生法第59条第3項に規定する特別の教育(労働安全衛生規則第36条第8号に掲げる業務に係るものに限る。)を受けた者の数を記入すること。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第2号様式

誓約書

年月日

山口県知事 様

申請者 住所
氏名

私は、地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者のいづれにも該当しないことを誓約します。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第3号様式

暴力団排除に関する誓約書

年月日

山口県知事 様

申請者 住所又は名称
商号又は氏名
代表者氏名

山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領別表措置基準第16号から第22号までに該当しないことを誓約します。

また、入札参加資格取得後においては、同基準第16号から第22号までに該当する行為を行わないことを併せて誓約します。

山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領別表措置基準抜粋

(暴力団排除)

16 役員等又は有資格業者の経営に事実上参加している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という。）又は暴力団対策法第2条第6号に規定する者（以下「暴力団員」という。）又は暴力団の構成員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者及び暴力団に資金や武器を配給するなどして、その組織の維持、運営に協力し若しくは関与する者（以下「暴力団準構成員」という。）であるとき。

17 役員等が業務に関し、不正に暴力団又は暴力団員及び暴力団準構成員（以下「暴力団関係者」という。）を使用したと認められるとき。

18 役員等若しくは使用人が、いかなる名義をもつてするを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して金銭、物品その他財産上利益を不当に与えたと認められるとき。

19 役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

20 役員等が、暴力団又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしてしていると認められるとき。

21 県工事を施工するに当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、下請契約を締結したとき。

22 県工事を施工するに当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、資材・原材料等の購入、機材等の借入れ、又は産業廃棄物処理施設の使用をしたとき。

注 申請時においては、第16号から第20号までの規定中「役員等」とあるのは「申請者、申請者の役員及びその支店又は営業所（常時、森林整備工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者」と、第16号中「有資格業者」とあるのは「申請者」と、第17号中「使用した」とあるのは「使用している」と、第18号中「使用人」とあるのは「申請者の使用人」と、「与えた」とあるのは「与えている」と、第21号中「締結した」とあるのは「締結している」と、第22号中「した」とあるのは「している」と読み替えるものとする。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第4号様式

競争入札参加資格審査事項等変更届

年 月 日

山口県知事 様

届出者
郵便番号
住所
商号又は名称
代表者氏名
(電話番号)
(フマクシミリ)

局 番)
局 番)

下記のとおり 年 月 日から 年 月 日までの間の競争入札参加資格に係る審査事項等に変更が生じたので、関係書類を添えて届け出ます。
記

変更事項	変更年月日	変更の 変更前	変更の 変更後

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。



山口県選挙管理委員会告示第二十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次の表のとおりである。

令和四年一月二十八日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
県条例の制定又は改廃の請求	地方自治法第七十四条第一項	一一、八〇三
県の事務の執行に関する監査の請求	地方自治法第七十五条第一項	二四二、五一八
県議会の解散の請求	地方自治法第七十六条第一項	
県議会の議員の解職の請求	地方自治法第八十条第一項	
知事の解職の請求	地方自治法第八十一条第一項	

令和四年一月二十八日印刷
令和四年一月二十八日発行

発行人
所

山口県知事
山
口
県
知
事
庁

県の教育委員会の 委員長又は委員の 解職の請求	副知事、県の選挙管 理委員若しくは監査 委員又は公安委員会 の委員の解職の請求
地方教育行政の組織 及び運営に関する法 律第八條第一項	地方自治法第八十六 條第一項
<p style="text-align: right;">二四二、五一八</p>	